

貨物軽自動車運送事業の開始について

1. 開始にあたっての準備

(1) 使用する軽自動車については、輸送部門を經由し連絡書の交付を受けてください。

軽自動車検査協会にて新規検査申請又は自動車検査証記入申請を行って下さい（二輪自動車の場合は管轄の運輸支局または検査登録事務所の登録部門）。

※軽自動車の新規検査申請又は自動車検査証記入申請に関する手続きは軽自動車検査協会に、二輪自動車の場合は管轄の運輸支局または検査登録事務所の登録部門にお問い合わせください。

(2) 使用する軽自動車には、両側面に「届出人の氏名又は名称」を表示するとともに、後面には「届出人の氏名又は名称」を表示して下さい。

※別紙「車体表示の方法」参照ください。

(3) 運賃料金、運送約款については、お客様に十分に説明できるようにしてください。

2. 業務遂行に関して

(1) 貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則等関係法令を遵守し、業務を誠実に行って下さい。

〈重要〉

・貨物自動車運送事業法

第15条（輸送の安全性の向上）

第17条（輸送の安全）

第25条（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

・貨物自動車運送事業輸送安全規則

第3条（過労運転の防止）

第4条（過積載の防止）

第5条（貨物の積載方法）

第6条（自動車車庫の確保）

第7条（乗務の前後の点呼等）

[運転者ごとに点呼を行い、その点呼状況、指示内容等を記録し1年間保存すること。営業所ごとにアルコール検知器を備え、点呼の際にそのアルコール検知器を用いて点呼をすること。]

第10条（乗務員に対する指導及び監督）

第11条（異常気象等時における措置）

第13条（点検整備）

[点検及び整備に関する記録簿に記録し、これを保存すること]

第14条（点検等の為の施設）

第15条（整備管理者の研修）（車両数が10両以上の場合）

第16条（乗務員）

第17条（運転者）

(2) 道路運送法第83条(有償旅客運送の禁止)について遵守してください。

- ① 旅客の運送は行わないこと。
- ② 使用する車両の車体表示は、タクシー等と紛らわしい表示はしないこと。
- ③ 使用する車両の付属措置については、運賃メーター器及び屋上灯等タクシー等と紛らわしいものを装着しないこと。

(3) 事業開始後の届出について

届出事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出てください。
届出を行わないと、車両の増車・代替等が受け付けられないなど、営業活動に支障が出ます。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに主たる事務所の位置
- ② 営業所、休憩・睡眠施設、車庫の位置及び収容能力
- ③ 各営業所に配置する事業用自動車の数(増車・減車)
※増車の時には、届け出ている車庫の面積に注意してください。
面積が不足する場合は増車できません。
その際は、②の収容能力の変更届を提出してください。

- ④ 運賃及び料金の種類、額並びに適用方法
- ⑤ 運送約款
- ⑥ 事業を行わなくなったとき

・事業の廃止

※貨物軽自動車運送事業は、事業の休止が出来ませんので、いったん事業を廃止し、再開の際には経営届出を行うこととなります。

・貨物軽自動車運送事業者たる法人が合併により消滅したとき

(合併し消滅したときから30日以内)

・貨物軽自動車運送事業者が死亡したとき (死亡後30日以内)

(4) 運輸局・運輸支局は、荷主や貨物の斡旋については、関知していません。

下記のようなトラブルが起こりやすいようですが、これらのトラブルは全て届出者と荷主等との民事問題であり、運輸局・運輸支局は介入できません。

中でも運送事業の組合に加入されている方は十分に注意してください。

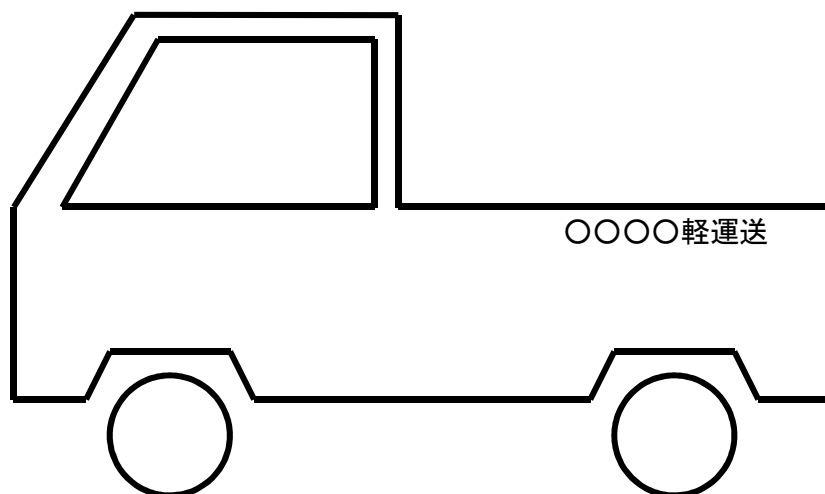
- ① 物の斡旋に関するトラブル
 - ・斡旋者が荷主を紹介しない。
 - ・当初の予定より収入が少ない、あるいは貰えない。
- ② 荷主に関するトラブル
 - ・契約を解除された。
 - ・運送をしたが、運賃を貰えない。

(5) 事業用自動車以外の車両は運送の用に使用することは出来ません。車両が足りないときには増車の届出を出してください。

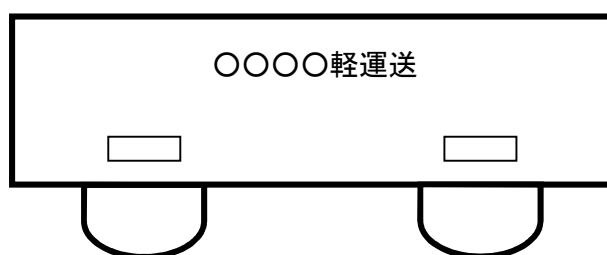
また、貨物軽自動車運送事業は一般貨物自動車運送事業とは異なり、普通貨物自動車を使用し運送をすることは出来ません。普通貨物自動車を使用して運送事業を行うときには一般貨物自動車運送事業の許可が必要になります。

車体表示方法

(両側面)



(後面)



(文字の大きさは、縦横10センチ以上とする。)